

福岡県田川地区消防組合監査委員条例

〔昭和 52 年 3 月 2 日〕
〔 条 例 第 1 号 〕

改正 平成 7 年 12 月 19 日条例第 7 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、福岡県田川地区消防組合同約(昭和 45 年 3 月 4 日、45 地第 126 号許可)に定めるほか、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。)第 202 条の規定に基づき、監査に関し必要な事項を定めるものとする。

(請求又は要求による監査)

第 2 条 監査委員は、法第 75 条第 1 項、第 98 条第 2 項及び第 242 条第 1 項若しくは第 243 条の 2 第 3 項の規定により監査の請求又は第 199 条第 5 項の規定による監査の要求があつたときは、当該監査の請求又は要求を受理した日から 10 日以内に監査に着手しなければならない。

(請願の処理)

第 3 条 監査委員は、法第 125 条の規定により議会から請願の送付を受けたときは、30 日以内に処理しなければならない。

(定例監査)

第 4 条 監査委員は、法第 199 条第 3 項の規定による監査を行なうときは、あらかじめ、監査の日時を、管理者及び関係のある公平委員会に通知しなければならない。

(臨時監査)

第 5 条 監査委員は、法第 199 条第 4 項の規定により監査を行なうときは、あらかじめ、監査の日時を管理者に通知しなければならない。

(決算等の審査)

第 6 条 監査委員は、法第 233 条第 2 項の規定により決算及び書類が審査に付されたときは、60 日以内に意見をつけて管理者に送付しなければならない。

(出納検査)

第 7 条 法第 235 条の 2 第 1 項の規定による検査は、毎月 15 日に行なうものとする。ただし、やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

(公金の収納等の監査)

第 8 条 監査委員は、法第 235 条の 2 第 2 項の規定により監査を行うときは、あらかじめ、監査の日時を指定金融機関に通知しなければならない。

第 9 条 管理者は、法第 100 条及び第 246 条の規定により議会等より調査又は検閲を受けるときは、あらかじめ、その日時及び場所その他必要な事項を監査委員に通知しなければならない。

第 10 条 管理者は、次の各号に掲げる工事の竣工検査及び物件の検収を行なうときは、あらかじめ、その日時及び場所その他必要な事項を監査委員に通知しなければならない。

- (1) 工事費金額 500 万円以上の工事のとき。
- (2) 1 件 100 万円以上の物件を購入したとき。

(公表の方法)

第11条 監査委員の行う公表は、福岡県田川地区消防組合公告式条例(昭和45年条例第9号)に定める公示の例による。

(委任規定)

第12条 この条例に定めるものを除くほか、監査委員に関し、必要な事項は、監査委員が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成7年条例第7号)

この条例は、公布の日から施行する。